

# 後漢・三国時代貨幣史研究

## — 古代から中世への展開 —

山田 勝芳\*

キーワード：貨幣、布帛、流通の二重構造、直百

### 1. はじめに

秦漢時代の貨幣については、前漢武帝代の三銖錢は武帝即位当初に一度発行され、輕幣が問題とされた時点で再び発行が検討され提案されたが、それは実行に移されず、直ちに五銖錢の発行へと展開したことを論じ [山田 1988]、[山田 1993] において秦から後漢にかけての結論的概観を行った。ついで [山田 1994] において、秦・前漢時代の貨幣史の詳細な検討を行い、前漢後期における貨幣経済の衰退状況を確認した。さらに [山田 1995] において王莽代貨幣史の諸問題を検討し、金の国有化を推し進めつつ、大量の名目貨幣を発行して経済を刺激しようとした貨幣政策は失敗し、王莽の財政策を根本から崩壊させたのみならず、経済の破滅的混乱を引き起こしたことによって、衰退過程に入っていた中国古代貨幣経済の衰退を決定的なものにし、後漢貨幣経済に深刻な影響を与えたことを論じた。またこれより以前、後漢税役制度確立と初期財政に関連して王莽末後漢初めの貨幣経済について論じ、建武16年（紀元後40）の五銖復活の主要な理由の一つに貨幣による賦斂徴収があったとすれば、「強制的貨幣経済」の様相がかなり濃いものであったことを指摘した [山田 1977・78]。

本稿は、これらを前提として後漢及び三国時代の貨幣史を検討し、それによって晋南北朝時代への展望をも行うことを目的としている。それは同時に東アジア貨幣史に対しての一定の基礎的研究ともなるものである。

この王莽新末から後漢、後漢末から三国時代という時期は複雑な政治情勢と経済状況の変化が見られ、それら政治的・経済的諸要因と密接に関わりながら、新たな貨幣制度・貨幣流通を実現していった時代である（注1）。また後漢一代を通じて三国時代以降の貨幣流通の「型」を作り出してもいった。これらの具体的様相について解明したい。

---

\* 東北大学東北アジア研究センター

## 2. 王莽末後漢初めの貨幣発行問題と貨幣経済

王莽末年の貨幣においては、地皇元年（後20）発行の重さ5銖の「貨泉」が主要通貨であった。この段階から、後漢建武16年（40）の記述に「初め、王莽の乱後、貨幣は（銭とともに）布・帛・金・粟を雑え用いた。この歳、始めて五銖銭を行した。」とあるような「五銖」銭発行までは『後漢書』巻1下、光武帝紀下]、まさに麻布・絹布・金（銀も含まれるであろう）・穀物を銭とともに雑用していたのである（注2）。また「王莽末、天下旱蝗あり、黄金1斤もて粟1斛に易える。」とあるように、深刻な食糧不足が、穀物価格の高騰を引き起こしていた〔同巻1上、光武帝紀上、建武2年〕。

この時期は、政治的に極めて複雑な動きがあった。地皇4年（後23）2月に更始帝（劉玄）が即位し、6月には昆陽の戦いで劉秀の活躍によって100万と号する王莽の大軍を破ったが、政権内の矛盾が露呈し、劉演が殺され、弟の劉秀はやがて河北方面に転進して事実上独立する。同年9月、王莽は常安（新室西都。長安）で殺され、新王朝は滅亡した。更始帝はこの9月に洛陽に入り、ついで更始2年（24）長安に入る。同年12月赤眉軍が長安に入って更始政権は倒された。一方、劉秀は建武元年（25）6月鄴で即位し、10月に洛陽に定都し、同3年（27）には赤眉を下した。この間、建武元年4月に蜀の公孫述が皇帝を称し、龍興元年とした。また長安の西方、隴右には隗囂が独立し、漢復（「復漢」）という年号を使用していた。

王莽末後漢初めの戦乱においては前漢以来の各地の武庫に蓄積された膨大な武器が使用されたであろうし、また当時の武器の主流は鉄製であるが、不足した武器製造のために銅も使われた可能性がある。その場合、銅銭も原料の一つとされたであろう。銅銭不足は深刻であり、穀物・布帛等各種の貨幣的機能を有したものを貨幣として流通させることになる。この点、居延漢簡によって、隴右のさらに西方に位置した河西地区において、貨幣経済の混乱に対応した銅銭と穀物の二元的価格表示及び取引の実態を探ることができる。

甲渠候官遺址の破城子出土の「建武三年十二月候粟君所責寇恩事」という表題を付した、契約上のトラブルに因む裁判案件がある。全体は、楮（つけ札）も含めて36枚の木簡からなる複雑な内容となっている（EPF22：1-36）（注3）。ここではその全体的考察は行わずに、貨幣に関わる部分だけを指摘しておく（注4）。

「建武三年」（27）とあるのは、この河西地区の支配者竇融が河西五郡大将軍張掖属国都尉として、光武帝側からの早い段階での接触があって建武の年号を採用したためである。竇融は隣接する隴右の隗囂との関係よりも光武帝政権との関係を重視したのである。この間、隗囂の「復漢元年」（23）、更始帝の「更始三年」（25）、及び赤眉の「建世二年」（26）という年号も用いられている。そして「建武」が用いられるのはこの3年からである。光武帝政権の接触がこの時期に行われたことを示す。

さて、前漢時代以来、河西は匈奴との前線地帯として内地からの軍事物資、金銭布帛の輸送に

頼る側面が強かった。王莽末、内地から遮断されて貨幣や物資の供給はなくなったが、政治的に比較的安定し軍事的混乱はなかったし、姑臧では羌胡との交易が活発で、市は日に4回というように商業が盛んであった〔『後漢書』巻31、孔奮伝〕。このような中で独自の経済体制が取られたのである。そこでは、全面的インフレの中で物価表示が錢と穀物によって行われる貨幣経済の二元状況が出現していた。具体的にあげると以下のようなになる。

穀物での表示：牛1頭=60石。肉10斤=1石。庸賃（「市庸平価」）大男1日=2斗（0.2石。1ヶ月では6石となる）。

錢での表示：大車1台=10,000錢。橐1個=3,000錢。大筥1個=1,000錢。魚1枚=16錢（実際の販売価格。予定では1枚80錢であった。）など。

穀物と錢との関係：市での穀物価格は1石4,000錢。大麥1石=3,000錢。

また建武8年（32）10月頃の木簡によれば、麥熟期で麥1石=1,200錢、帛1匹=12,000錢であった（EPF22：325A）。

このような二元価格表示、二元取引は、基本的には穀物価格の暴騰に起因している。平常時1石=100錢として、市平価で30倍から40倍、8年簡の場合は麥であるが12倍となる。大車（牛が引く荷車）は平常1,200錢から2,000錢であるから4.5倍以上となる。庸賃は平常月600錢前後であるから〔山田 1993：351〕、月6石=24,000錢で40倍となる。この庸賃は穀物価格の上昇と連動していることを見てとれる。

この貨幣経済の二元状況は、帛も含めて穀価の上昇に連動しやすいものだけを切り離れた側面が強く、穀物表示とはいうものの基準はあくまでも錢である。穀物も実際の取引に使ってはいるが、現物経済ではなく、貨幣不足からきたものとみてよい。

また建武6年（30）7月の年月が見られる、錢私鑄禁止、墓を暴きその衣物を売ることの禁止、という2件について河西大將軍幕府から下された書には（関係する5件の木簡が残存している）、「姦黠吏民が賓客を作使して、私に錢を鑄作し、その錢は薄小で法度のごとくではない。」そこで「今より以後は、独り県官だけに錢を鑄作させ、法度に応ぜしめ、吏民に禁じて、錢を鑄作し及び不行錢を挟むを得ることなからしめる。」とし、各郡の管内においてこの禁止規定に違反している者がいないかどうかを調査させている。その際、「旧時の行錢の法度の如くでないものは、政法に自り罰する。」ともしている（EPF22：37-41。図1参照）。

ここに見える「不行錢」「行錢」の「行」は、既に論じたように「法令に基づいて発行すること」であり、「行錢」は「発行され、流通を承認された錢」の意味である〔山田 1988〕。従って「不行錢」も公認通貨でない私鑄錢を指す。この史料で注目すべきなのは、「県官」が錢鑄造を行うとしていることである。これは後漢の発行よりも早いものである。この段階で発行された錢が王莽代の伝統を継承した貨泉であるのか、前漢時代の伝統を復活した五銖錢であるのかは大きな問題である。

これに関係するのが居延漢簡16・11であり、これは破城子のすぐ北のA 8出土で、この梱包番号16には「始建国五年」(13)、「建武五年」(29)の紀年簡があり、この簡も時間的にはその前後の可能性が高い。内容は「將軍・使者・大(太)守が議し、『貨錢が古悪小萃で、政に用いるに為さず。旧制を更めて、五銖錢を設作して、百姓に便ならしめんと欲す。錢行するも未だ…能わず。』」である。この木簡の時期が問題である(注5)。

王莽時代は各官に將軍号を加えることが多く、また各種の使者を重用した(注6)。更始政權は更始2年(24)2月に長安に入ると、諸王封建、丞相・右大司馬任命を行い、使者を派遣して郡太守の改易等を行った[『後漢書』卷81、独行伝・索盧放伝など]。また將軍号を冠することも更始政權では多く見られる。即ち王莽代の伝統の濃厚な影響を受けつつ、漢的な体制の復活をめざしていたとみられる。後漢政權にとっては更始政權は否定すべき存在であり、それ故『後漢書』等での記述も批判的であり、「漢制」の復活者は光武帝でなければならなかった[山田 1977・78]。しかし、更始政權も一定の漢制の復活を果たしていたのであり、それを評価する必要がある。

後漢の五銖錢復活の提案が建武11年(35)夏以降隴西太守となった馬援によって始めてなされ、その時点では是非をめぐる審議は三公府(この段階の三公は大司馬・大司徒・大司空)だけで行われたのであるから[『後漢書』卷24、馬援伝]、光武帝政權によるものでないことは確かである。そしてこの更始政權に見られる過渡的な官制などを前提とした場合、この前の簡には將軍より上の官職が記載されていた可能性があるが、少なくとも將軍・使者・太守の順序とし、かつ地方官までが審議に加わっているのであるから、更始政權時代のものとするべきである。従って「旧制」とは王莽代の貨幣制度となる。更に「更始二年七月」の紀年を有する五銖錢範の存在によって[容庚『漢金文録』卷4]、更始2年(24)の7月以前に五銖復活が決定され、7月には範祖・範母が作られ、鑄造を開始したものとみられる。しかしすぐに赤眉に倒されたため全面的展開はなかったが(注7)、河西での建武6年の貨幣鑄造は、このような更始政權との関係の中で考察すべきであろう。

更始政權の影響下にあり、かつ相対的に安定した政治軍事状況にあった河西は、地域的に長安に近いので更始政權の五銖錢範とそれに伴う法規を受けて五銖錢鑄造を行ったが、更始政權の崩壊で中断したのでであろう。ついで光武帝政權の影響下に入った3年時点では後漢は五銖復活の余裕がなかったし(後述)、建武5年に再び接触しているが、すぐに隗囂が反したため後漢と河西は途絶している。従ってこの6年の河西地区での貨幣鑄造は河西政權独自の判断によるものであったと認められる。それ故、既に更始2年段階に五銖鑄造の伝統を有した河西地区では、基本的通貨は五銖錢であったろう。また新たな「法度」(法規と法錢)制定ではなく、「旧時の行錢の法度」に従っているが、これは前漢の制度の復活と称する更始政權の制度を実質的に指しているものとみられる。

この間、蜀の公孫述は建武6年頃以前に銭を発行している。これについては、五銖銭であるという説（注8）と貨泉であるという説（注9）とがある。彼は25年（龍興元年。後漢の建武元年）即位して「成家」と号し、「色は白を尚んだ」が、「述は銅銭を廃し、鉄官銭を置くも、百姓は貨幣を行せず。蜀中童謡して言うには『黄牛白腹、五銖当に復すべし。』と。好事者がひそかに言うには、王莽は黄（土徳）を称し、述は自ら白（金徳）を号し、五銖銭は漢の貨なり。（この童謡は）天下が併せて劉氏に還えるべきことを言うのだと。」と述べている〔『後漢書』巻13、公孫述伝〕。

青銅は鑄造直後赤銅色を呈するが、鉄は白く光る感じとなる。ここでは、「黄牛の腹が白い」という意味が問題である。鉄銭である限り銭そのものは黄色ではない。これは牛即ち貨幣制度そのものは王莽の制度によっていることを示しているとみてよい。だから、黄牛の腹が白、即ち銭の基本形態は王莽銭でありながら鉄銭特有の白輝を呈しているのである。つまり王莽銭、とりわけ「貨泉」銘を有する重さ5銖の貨泉銭であったと思われる。しかも「泉」字は「白」を含む。つまり二重の意味で腹が白いのである。好事者の言については劉氏復活だけを強調しているかのような解釈が多いが、五銖銭そのものの復活を意味しているとすべきである。

蜀には秦以来、塩官、鉄官、工官（秦代は「工室」）及び銅官が置かれ、蜀郡臨邛県を始めとして鉄生産が盛んであり、蜀から西南方面では金銀銅鉄の産地も多かった。また工官は前漢以来、蜀郡西工官と広漢郡工官の2工官があった。この地が戦乱に巻き込まれなかったため、述の下でこれらの鉄官・工官などは前漢以来の体制を維持していて、それが述の鉄銭鑄造に大きな役割を果たしたものとみられる〔山田 1993: 500、1998〕。要するに、公孫述発行の銭は鉄銭の「貨泉」銭であったのである。

このように、光武帝政権が中原を固めつつあった時、河西及び蜀では独自の貨幣発行がなされていた。河西では五銖銅銭、蜀では貨泉鉄銭であった。これに対して光武帝は前述のように建武11年（35）夏以降の馬援の五銖発行提案に対して、三公に審議させたものの結局採用しなかった。更始帝も漢制の復活者として五銖銭を発行した。光武帝は更始帝以上に漢制の復活者としての態度を鮮明にしようとしていた。ところが、漢制復活を象徴的に、また民衆のレベルまで実質的に示すはずの五銖復活にはあまり乗り気ではなかったように見うけられる。

前漢時代の首都長安地域が壊滅的な破壊を被り、そこに集中していた工官や国庫の金を中心とする富を失い〔山田 1977・1978〕、また黄河流域では人口の急激な減少があった。王莽が果たそうとしてできなかった土中洛陽への定都を実現したものの〔山田 1985〕、その財政力は極めて弱体であった〔山田 1977・78〕。五銖復活に慎重であった光武帝の財政的・経済的背景はこのようなものであったことは確かであろう。しかし、さらに公孫述が「白」にこだわったように、五行思想や讖緯が強い影響を与えていたという時代背景も考えねばならない。

光武帝による「白水真人」讖緯説への関わりが一つの問題となる。光武帝劉秀の宗家の舂陵侯

家は南方の零陵郡の舂陵郷に封じられ、その後内徙を求め、元帝初元4年（前45）に封邑の戸数を減じて南陽郡の白水郷に徙されたが、前と同様に舂陵侯を称していた『後漢書』卷14、宗室四王三侯伝・城陽恭王祉伝。要するに劉秀の出身地はまさに「白水」の地であった。そして王莽発行の貨泉は「泉」即ち「白水」であり、これは「白水真人」の讖緯に合致し、この地に天子が興ることを示すという説が流布していたとみられる〔同卷1下、光武帝紀下、論〕。これを展開したのが彭信威である〔彭 1965：122・130〕。しかし、その根拠とした「建武二年」銘貨泉範は実は建武16年五銖範の誤りであったことが唐石父によって指摘されたが、唐も言うように依然として後漢初年の貨泉鑄造問題は残されている（注10）。

この点について言えば、非常に強い讖緯の影響下にあった光武帝は、やはり「白水真人」説を信じていたのではなかろうか。従って、漢制の復活者としてはいち早く五銖復活を果たすべきではあったが、貨泉廃止は自らの「白水」天子説を否定しかねず、それ故建武10年（34）の隴右平定、12年の蜀平定及び12年の盧芳の匈奴への逃亡、そして同年公孫述が蓄積した蜀の富が到着し、もはや国内に光武帝政権を脅かす存在がなくなった時点まで強いこだわりをみせていたのではなかろうか。このような事情が11年夏以降の馬援の提案が時期尚早として退けられた背後にあったものと推測する。従って建武16年の五銖銭復活以前では、積極的に貨泉を鑄造することがなかったにしても、その流通と鑄造は放置されていた可能性が高い。前漢五銖、貨泉・大泉五十などの王莽銭、更始五銖、蜀の貨泉鉄銭、及び一部河西五銖の流通もあったというのが、金・布帛などともに流通していた「銭」の実情であったと思われる。

### 3. 後漢貨幣制度の整備

改めて馬援による提案と五銖復活について考察する必要がある。問題は建武16年（40）の五銖銭復活がいかなるプロセスで行われ、またそれがどのような体制で実行に移されたかである。改めて、馬援の建武11年（35）夏以降の提案と中央の対応、及び16年段階の実施について考える必要がある。

「初め、援が隴西にあったとき上書して、宜しく旧の如く五銖銭を鑄るべしと言う。事は三府に下され、三府は奏して未だ許すべからずと為し、事は遂に寝む。援還るに及び、公府より（援の）前の上奏と（それに対する三府の）難十余條を得んことを求め、乃ち牒に随って解釈し、更めて具さに表言す。帝これに従い、天下その便に頼る。」というのが、『後漢書』の伝える経緯である〔同卷24、馬援伝〕。

先に述べたように、11年夏以降（16年まで隴西太守）段階での馬援の提案は、光武帝が三公府に審議させ、三公府では10余條の難点を指摘して、時期尚早という結論を出したのである。それに対して馬援は16年に中央に帰ってから、改めて三公府の指摘した難点を一々論破し、それを光武帝も認めて実施されたのである。この三公府の10余條の指摘には、長安地域に集中していた鑄

造機関が壊滅していること、王莽が推進した各郡での鑄造機関も同様であったこと、さらに中原の工官や銅官の破壊と銅産出量の少なさ、人口の激減と商工業の衰退による財政収入の少なさ、そして未だ平定していない隗囂及び公孫述などの存在、一方現実には貨幣として穀物・布帛が流通して二元あるいは三元的貨幣状況で対応しており、また前漢の五銖が流通し始め、王莽の貨泉なども依然として流通しているから、今の段階で準備に経費を要し、また中央・地方において法規（私鑄の禁止規定などを含む）や体制を整備しなければならない五銖鑄造は時期尚早とされたのであろう（注11）。そしてこの三公府の條難にはなかったであろうが、やはり光武帝の白水真人説信奉が大きな理由であったものと思われる。

光武帝は隗囂や公孫述を倒した後、後漢財政の基礎を固めるべく15年には土地と人を把握する政策を強力に推進した。16年にはこの戸口・度田政策に際し不実の罪で郡太守10余人が下獄死し、この厳しい度田政策に対する大規模な反乱が起こっている。王莽末以来の戦乱後も残っていた盜賊集団に対しては遷徙政策をとり、大姓・豪族に対しては一定の妥協を行い、一方地方長官に対しては厳しい態度で臨んだ。これは結果として、豪族の下の人間と土地把握を十分に進めることができなくなり、後漢財政をその当初から弱体化させたものであったが〔山田 1977・78〕、13年以降の政治的軍事的安定が新政策実現を可能にしていたことを示すものでもある（注12）。そのような中で馬援の五銖錢復活提案も裁可されたのである。

こうして馬援の提案は改めて採用され、16年に五銖錢発行が行われた。班固はこれを「五銖錢を復して、天下と更始した。」と光武帝による漢制の復活を称えている〔『漢書』卷24下、食貨志下〕。漢制の復活はあげて光武帝の功績に帰すべきであった後漢においては、既に見たような更始帝や河西での五銖錢鑄造は歴史から抹殺されたのである。

しかしこの提案者馬援に注目するならば、その提案そのものが五銖錢鑄造を行っていた河西地区と極めて密接に関わったことを推測させる。なぜならば、援は右扶風出身で隗囂に仕えてたびたび囂と光武帝の間を使いし、また後漢の太守となった隴西郡は河西に近接したし、同時に蜀にも近かったからである。要するに、11年夏以降の段階で実際に法規・法錢を備えて貨幣鑄造を行っていた河西と蜀、特に五銖錢を発行していた河西に関して最も詳しい情報を馬援が得ていた可能性が高い。これが援の提案を背後からしっかりと裏打ちするものであった。一方、洛陽の三公府では貨幣鑄造の実際には暗かった。鑄造の実態がわからなかった光武帝もかつては三公府の條難を了としたのであったが、改めて確かな知識の裏打ちある馬援の上表を見て、発行を決したのである。

つぎにこの建武16年段階以降の五銖錢発行体制を検討する。

後漢においては、前漢代や王莽代のような中央上林三官のような錢鑄造を専門とする機関は存在しなかった（注13）。また工官についても、少府に文属して御用器物製作を担当した尚方を除いては、わずかに太僕属官の考工のみをあげうる〔山田 1998〕。考工は前漢時代少府所属であっ

た。『統漢書』が伝えるその職掌は「兵器・弓弩・刀鎧の属を作り、成れば則ち執金吾に伝して武庫に入れるを主り、及び織綬・諸雑工を主る。」ものであった〔同 百官志2〕。この国家的器物・武器製作を担当した唯一の工官である考工にしても貨幣に関しては記載がなく、他の中央官にも全く見えない。

ところが、伝世などの範には考工が五銖錢範を製作したことを示すものが以下のように3点ある。

- 1 「建武十六年、考工令史慮・工周則□」〔『八瓊室金石補正』巻3〕
- 2 「建武十七年三月丙申、大僕臨掾蒼、考工令通、丞或、令史鳳、工周儀造」〔『漢金石文』巻4〕
- 3 「建武十七年三月丙申、大僕監掾（掾）倉、考工令通、丞或、令史鳳、工周儀造」〔『文物』1979-3〕（図2）

2の「十七年」については当初「二年」とされ、さらに「十六年」とされてきたものであるが、「十七年」の誤りであることが3の存在によって確認される。しかも3によって、3の「臨」も「監」であるべきことが明らかとなり、考工の製作を太僕の監掾が監護し（「護工」相当）、考工令・丞が「省」、令史が「主」であり、工が「造」作したことが明確となる。

これらにより、太僕の考工が中央において鑄錢を担当し、またこれとは別に地方においても鑄造したという理解も生まれる〔朱活 1991〕。しかし、少なくとも考工が鑄錢を担当していたのであれば、その職掌の一つとして記載されてしかるべきである。ところが、挙げられるのは武器と諸器物である。これは諸器物製作の一環として銅範製作だけが行われ、それ故それをも含めて「諸雑工」とだけ表現したものと考えられる。

ただし、彭信威が指摘しているように、「中元二年考工所造」銘のある船型銀錠があり、また「建和二年 銀匠□□」などの銘を有するものがあったともいう〔彭 1965: 150・1〕。前者は光武帝の年号で後57年、この年2月光武帝は死亡し、明帝が即位する。後者については彭も真偽を確認していないが、この年号は桓帝代で149年となる。前者によれば、考工では銀錠を製作しており、これには贈答用のみならず貨幣的機能が予定されていた可能性が高い。とすれば、考工の職掌に貨幣鑄造をもっと強調してよいことになるがそれは行われていない。これも「諸雑工」の一つとして認識されていたためであろう。

この範のうち、1は16年のものであるが、17年のものに比べて「主」の令史と「造」の工だけが記載されている。これは五銖発行が決定されてまもない時期に急ぎ作られ、おそらくは洛陽地域での鑄造に使われた範であろう。そして制度が整えられた段階が翌17年3月段階であり、範祖が各地方に配布され本格的な鑄造が開始されたが、それを示すものが2と3なのである。

前述のように、馬援の提案には河西での貨幣発行の実態が反映されていたはずであり、しかも更始・河西及び蜀いずれにおいてもその貨幣発行の基盤となったのは王莽時代の地方での貨幣鑄



造であった。王莽は始建国元年（後9）以降、郡県での錢鑄造を行い、中央の鍾官から銅範祖を送り、地方では銅範祖から陶範母を、また陶範母から各種範をそれぞれ作成して鑄造した〔山田1995〕。長安にあった中央鑄錢官たる鍾官が壊滅していたが、この地方による鑄造の技術と伝統は様々な形で残され、それが更始・河西・蜀での貨幣鑄造の基盤となっていたとみられる。これを考慮に入れると、中央での範祖製作と、法規制定などの鑄造体制の整備があれば、銅材の不足状況にあっても、古錢や王莽錢を原料とする五銖錢鑄造は各郡国単位で可能であったとみられる。

また原料の面で言えば、前漢時代は尹湾漢墓木牘に見られるように郡単位でも2,326万件以上の膨大な武器が収蔵されていたが（注14）、王莽末後漢初めの戦乱ではこの蓄積された武器が使われ、後漢の支配の確立とともにそのうち銅材のものが銅錢原料として使われた可能性がある。さらに若干の銅産地からの新原料の供給も考えられるが、大部分は古錢の改鑄であろう。多くの地域の鑄錢状況はそのように推測される。

この地方での貨幣鑄造の一環として、首都洛陽では河南尹管轄下で行われ、それが首都地域での銅貨鑄造の主力であったとみられる。金の減少に対して銀の比重が増してきていたが、十分な銀錠量を供給できるほどではなかったし、このような鑄錢状況だったので、考工の職掌に貨幣鑄造が明記されなかったのである。

地方での貨幣鑄造を具体的に示すのは、『後漢書』卷41、第五倫伝が伝える京兆尹管内長安県の市での鑄造である。京兆尹は倫を主簿とし、「時に長安、鑄錢姦巧多ければ、乃ち倫を署して督鑄錢掾と為し、長安の市を領せし」めた。李賢注引『東觀漢記』では「時に長安の市未だ秩あらず、又鑄錢官は姦軌の集まる所、能く整齐してこれを理める者無し。」とも述べている。これは建武27年（51）以前のことと推測されるが、その監督者が郡任命の督鑄錢掾であり、独立の役所と工房がある郡直属の鉄官・工官などとは異なっているものとみられる。『東觀漢記』は「鑄錢官」というが、これは督鑄錢掾の監督下にあった鑄錢担当官を指すであろう。鑄錢官が管理する鑄錢の現場では、多くの「わる」や無法者が集まっていたのである。それは、市を中心としてこの鑄錢官に登録した者が範祖から範母・範を作成し、法錢・法規に則って鑄造する形態であり、彼らの中には材質・数量面で様々な不正を行い、申告のごまかしも多く、十分な取締りができなかった状況があったのを倫が整理したのである。改鑄が主であった場合、建武16年の直後段階では古錢や前代の錢改鑄による利も多かったであろうが、次第に後漢の五銖錢が増加するにつれてそのうまみが減り、輕錢化や鉛混入錢の増加などが引き起こされたであろう。そのような状況とも関係するかもしれない。いずれにしてもこの史料は鑄錢官の下で鑄錢にあたった者が民間工匠であったことを示しているとみてよい。

また、前述の建武6年7月の河西での錢鑄造を伝える木簡に見える私鑄禁止規定、また後漢後期桓帝時代の劉陶の言に見える錢削薄の禁止規定（後述）によれば、馬援の提案には私鑄禁止規定があったはずであり、後漢後期にはそれに削薄禁止規定が加わったとすべきである。つまり、

前漢以来の私鑄禁止規定は継続され、前漢文帝代のような貨幣鑄造の申告制度〔山田 1994〕とは異なって、郡の鑄錢官管理の下で民間工匠が市内外で鑄造し、鑄造額などについて申告したものとみられる。

さて、こうした後漢による五銖錢発行は、前漢・王莽代の銅錢、及び金銀・布帛・穀物を雑用していた貨幣経済を、一挙に後漢の五銖錢に轉換し、税役徴収面でも布帛折納を錢納入に切り替えてゆく必要にも対応するものであった。おそらく建武17、8年段階は後漢時代を通じて最も五銖錢鑄造量が多かったものとみられる。このため、各郡国では督鑄錢掾、あるいはそれが置かれなかった所では郡の金曹・市掾などが担当して鑄造したし、また銅官が置かれた郡国や蜀のように工官のある所では、銅官・工官でも鑄造されたものとみられる。

後漢代の銅産地を伝える『統漢書』郡国志では、わずかに蜀及び西南方面を領域とする益州についてだけ「出銅」の県をあげる。越嶲郡1県、益州郡2県、犍為属国1県の合計4県である。しかし、「永元八年、河東銅官所造、…」とある銅弩機〔『貞松堂集古遺文』卷16〕によれば、後漢和帝永元8年(96)には、河東郡に銅官があったことが知られる(注15)。しかも『隸統』卷11の「武都太守耿勲碑」によれば、靈帝熹平2年(173)に涼州・武都郡太守となった耿勲は、管内の故道県に銅官を開き、「錢器を鑄作した」という(注16)。銅官において鑄錢が行われたことを示すものであり、この河東銅官や、銅産出が伝えられる益州の4県、あるいはそれらから運ばれる銅原料を入手しやすかった蜀郡・広漢郡の工官は鑄錢を行った可能性が高い(注17)。また銅官や工官での工匠は民間人の雇用もありえたが、基本的には官所属の工匠であったとみるべきである。

王莽錢を中心とする改鑄は、光武帝時代に集中的に行われ、以後は発行済みの五銖の改鑄と、銅官産出の原銅を用いての鑄造に制約されたものとみられる。後漢一代を通じて鑄錢記事が少ない理由は、依然として考工が範祖を製作していたにしてももはやその数量は激減し、地方では前から使用していたものを繰り返し使っていたことも関係しているかもしれない。その過程では範にも変化が生じ、しかも地方ごとに差異がかなり見られるようになったこともあって、洛陽の後漢墓中のように多様な後漢五銖錢が存在したのである(注18)。また地方の状況によっては光武帝時代のような鑄造努力をもちや行わないところもあり、そのため第五倫の例を除いて地方での鑄錢担当官吏の記録も見えないのではなかろうか。また後漢時代の範や鑄錢遺址の発見例が少ないのも同様な理由によるものとみられる。

要するに、後漢の貨幣鑄造制度は光武帝建武16年から17年にかけて整備され、大規模な鑄造が行われたが、以後は地方での鑄造が部分的には継続していたものの、極めて弱体な体制であったと認められるのである。

#### 4. 後漢時代の貨幣流通問題

ここでの主要な問題は、後漢時代の貨幣経済全般が、[牧野巽 1953] 以下 [永田英正 1960] ・ [山田 1977・78、1994、1995] などが主張するように、前漢以降の衰退過程を受けて一層衰退したのか、あるいはそうではないのか [紙屋正和 1993など] である。その鍵は『後漢書』巻43、朱暉伝と、同巻57、劉陶伝の理解である。この2史料の解釈を中心に検討したい。なお以下においては『晋書』巻26、食貨志の文をも参照するが、唐以前に存在した各種『晋書』を材料として太宗代に完成した『晋書』は、後漢については当時存在した『東觀漢記』などをも参照したと考えられるので、一定の史料価値を認めてよいと思われるからである。

班固は『漢書』巻24下、食貨志下の冒頭において、「貨」即ち貨幣として金・銭・布帛の3種を挙げ、布帛について太公制定の周制では幅が2尺2寸であるとする。一方、『儀礼』郷射礼鄭玄注には「今の官布幅広二尺二寸、旁削一寸。」とある。要するに、班固のあげる周制は後漢代の官布帛（「行布」）制度とほぼ合致するのである。既に述べたように、布帛、とりわけ絹布は金1両（金1斤1万銭として625銭）と匹の単位で対応し、尺（1尺10銭以上となる）の単位では銭と対応するが、変質・焼失を免れない不安定性があつた [山田 1994]。

前漢後期には布帛は貨幣的機能を増してきていたが、元帝時代、貢禹の銭廃止・布帛穀物使用論に対する議者の反対論は「布帛は尺・寸分裂すべからず」というものであり [『漢書』食貨志下]、いわばその使用価値が重視され、貨幣的使用による尺寸に切り刻まれることが問題とされ、その主張が通つたのである。しかし、王莽時代の夫布徴収以来の伝統 [山田 1975]、莽末後漢初の貨幣経済の中での布帛の貨幣的機能の強化を受けた後漢時代においては、後漢前期の班固が「貨」として「布帛」をあげ、また後述のように章帝代には銭を封蔵して布帛を貨幣として流通させる提案が通る事態にもなつた。貨幣としての機能強化により「尺・寸分裂」が日常化していたからでもあろう。こうして布帛は、貨幣としての弱点を持ちながらも、さらなる「一般的等価物」への転換を遂げることになる。

『太平御覧』巻814、布帛部、素には「班固、弟に与える書に云う、『今白素三百疋を賚いて、月支を市わんと欲す。』」とある。班固もまた布帛の貨幣的使用は普通のこととして行っていたものとみてよい。また安帝代羌族反乱による財政難に際して、東海王肅は「永初中、西羌未だ平がざるを以って、銭二千万を上り。元初中、復た縑（かとりぎぬ）万匹を上り、以って国費を助け」た [『後漢書』巻42、光武十王伝・東海王肅伝]。当時の帛価は分からないが、固く織つた絹布である上質の縑は2,000銭程度した可能性もあり、この国庫援助は前後ともに2,000万銭相当であつたとみてよい。これも布帛が銭と並ぶ貨幣的財物であつたことを明瞭に示している。

このような布帛の貨幣的機能強化、及び金の減少、銀のある程度の増加という現象が全般的に見られたものと思われる。後漢末、洛陽の官府・貴戚・富人に集中していた富を略奪し尽くした董卓は、長安の西の鄙塢に「金二三万斤、銀八九万斤」及び錦綺等の布帛類や奇玩を丘山のよう

に蓄積していた [同巻72、董卓伝]。万が一の時の富として蓄積されたのは金・銀・布帛類である。銭がないのは小銭への改鑄に使われたためである。これによっても班固の言う金・銭・布帛に加えて銀も貨幣的財物として重要であったことの一端がわかる。

この2万斤から3万斤の金は前漢・王莽代に比べると著しく少ないが、この後漢時代には「一金」の意味が1斤から1両へと変わりつつある時期であり (注19)、1両が1,000~2,000銭程度に価格上昇していったものとする、重量による金と銅の比価は前漢時代の130 : 1 に比べて高く、208~417 : 1 となる。また金 : 銀 = 6.25 : 1 だとすると [彭信威 1965 : 236]、金 : 銀 : 銅 = 208~417 : 33.28~66.72 : 1 となり、金1斤は16,000~32,000銭、銀1斤は2,560~5,120銭となる。金1両2,000銭で計算すると、金2~3万斤は6億4,000万~9億6,000万銭、銀8~9万斤は4億960万~4億6,080万銭程度となり、合計10億5,000万~14億2,080万銭となる。跋扈將軍梁冀の没収された財産は30余億で国家財政収入の半分に相当したが [『後漢書』巻34、梁冀伝]、董卓の場合金銀だけで10億以上あり、布帛類はその倍以上だとすると、これらだけで合計30億以上となる。

さてこうした金銀及び布帛をも含めた全般的動向をマクロ的に検討してみたい。その場合、馬非百・馬乘風・彭信威などによって行われた各代の賜物・賜銭の網羅的検討が役に立つ。馬非百は両漢の賜金・餽金及び後漢の賞賜物品・餽送物品の一覧表を作成し [同 1935]、馬乘風は同様に両漢の賜金・餽金及び後漢の賞賜物品・賞賜銭貨・餽送物品の一覧表を作成した [同 1937]。それらによって以下のことが明確となる。

前漢は賜金の回数と数量の多さが顕著であるが、後漢はその例が数えるほどしかなく、その額も恐らくは国庫金の多くを費やしたであろう桓帝による梁冀の妹の梁皇后への2万斤を除いてその他はごくわずかであった。後漢の金数量の少なさを如実に示すものである。なお西晋ではほとんど金を用いていない。圧倒的な前漢の金に代わって後漢で賜与されたのは、穀物・布帛・銭、とりわけ布帛と銭である。その銭もまれに1,000万から5,000万の例も見られるが、数十万から100万程度が多い。

彭信威の作成した前漢・後漢・晋の賜銭額の比較表によれば、賜銭総数・毎帝平均賞賜額・毎年平均賞賜額のいずれもが、大約後漢は前漢の1/3前後、晋は後漢の1/4前後に大きく減少している [同 1965 : 247]。しかも前漢の数量はさらに増加する可能性があるのである。これは銭流通量の変動をかなりよく示していると見てよい。なぜなら、国庫の銭が社会に還流する最も大きなルートは官僚に対する俸禄やこのような賜銭だからである。俸禄も前漢後期は銭立てが主で後漢では銭穀立てとなる。また後漢の賜物ではやはり銭以上に布帛が重要であったと認められる。なお西晋では穀帛を主とし銭は副となる。このような貨幣経済の動向が、例えば罰金制度においても、秦 (甲盾。賞賜・購賞は金)・前漢 (金。購賞は金)・後漢 (帛) と展開し、晋 (金と帛)・梁 (金) では実際上帛が中心であり、北魏 (金。事実上絹)・北齊 (絹)・唐 (銅。贓の計算は絹) というように (注20)、たとえ建前では金・銅があげられていても、事実上後漢以降絹

帛による徴収がなされていったという状況の背後にあった。なお、金・布帛・錢以外では銀が問題になるが、資料的にはあまり明確ではないが、金を一定程度補完し、次第に重要性を増していったとみられる〔加藤繁 1926 参照〕。

さて、以上を前提として問題の史料の検討を行いたい。まず『後漢書』朱暉伝の記事から検討する。

章帝元和年間（84年の8月から87年の7月まで）に尚書僕射だった朱暉が、財用不足に対応した尚書張林の提案を批判したためそれは実施されなかったが、その後他の人によって林の案が再提案され実施に移されたことを述べている。この記事を『資治通鑑』は元和元年（84）11月にかける。本伝に言う「南陽太守に告げた」のは、同2年の東巡狩、同3年の北巡狩の際ではないと思われるから、やはり元年で、章帝が洛陽に帰還した11月以降翌2年の春ころのことであろう。従って実施は2年になる。

朱暉が尚書僕射になった「この時、穀貴く、県官経用不足し、朝廷これを憂う。尚書張林上言して、『穀貴き所以は、錢賤きが故に由るなり。尽く錢を封じて、一て布帛を取りて租となし、以って天下の用を通ずべし。又塩は…。又宜しく…。』是において諸尚書に詔して通議せしむ。暉奏して林の言に拠るは施行すべからずとす。事遂に寝む。後事を陳べる者復た重ねて林の前議を述べ、以為うに国において誠に便なりとす。帝これを然りとし、詔ありて施行す。暉復た独り奏して『…布帛租と為れば、則ち吏姦盜多し、…。』』という。経用不足打開のため、張林は①錢を封蔵して使用せず、布帛を租となすこと、②塩を専売にすること、③均輸を実施すること、の3つの提案をした。これが暉の反対にも関わらず結局実施された。

これについて『晋書』食貨志では、「穀帛の価が貴」いために張林は「今但に穀のみ貴きに非ざるなり、百物皆貴し。此れ錢賤きが故のみ。宜しく天下をして悉く布帛を以って租と為し、市買には皆これを用い、錢を封じて出すこと勿らしむべし。かくの如くんば則ち錢少なく物皆賤し。…」と提案し、暉のそれへの反対に対して章帝は怒り、「遂に林の言を用い、少時にして復た止む。」とある。つまり、この時は特に穀物と布帛を中心とする物価全般の騰貴があって経用が不足したのである。また実施期間は短期間であったことも述べている。

この提案には塩の専売があるが、それについては関係する史料が『後漢書』巻4和帝紀、章和2年（88）4月の詔、同巻24馬稜伝、同巻36鄭衆伝などにあり、それらから判断すると、光武帝代から鉄官があって鉄の生産をし、また塩官も塩税徴収を担当していたが、章帝は建初6年（81）に塩鉄の専売を計画し、鉄の専売を先行させた（注21）。そしてこの元和2年（85）には塩の専売も実施された。しかし章帝死後、和帝が章和2年4月に専売を廃止して以後、鉄官は生産と税徴収、塩官は税徴収のみを行った。なお和帝の詔は均輸と布帛租制について全く触れていないので、これらは一時的施行にとどまったとみられる（注22）。

さて、鄭弘は建初8年から元和元年にかけて大司農であった。彼はその間3億の節減をしたが、

「時に歳ごとに天下旱に遭い、辺方警有り、人食不足す。而るに帑藏殷積」であったという〔同卷33本伝〕。また章帝の元和元年2月の詔によれば、建初4年(79)の牛疫以来、連年の旱害蝗害などによって穀食は不足していた〔同卷4章帝紀〕。これが穀価高騰及びそれに起因する物価上昇の原因である。ところが政府の財庫たる大司農部丞管轄の帑藏は潤沢であったから、「経用不足」とは経常収入だけでは不足するという意味になる。ここでは民の生活が全く問題とされていない。もっぱら政府の財物調達における銭価の下落が問題とされている。つまり物価の騰貴は基本的に銭が多すぎるからではない。穀食不足が引き金になっての物価騰貴であった。

実物貨幣的性格が濃厚な布帛は穀価に連動して騰貴し、銭は布帛に対しても弱含みであった。ところが財庫には銭が殷積していた。というような複雑な状況が張林の提案の背後にあったのである。そして銭を「封藏」しうるという条件があったはずである。その条件は基本的に2つ考えられる。第1点は、布帛の貨幣的機能の強化と穀物の貨幣的使用である。河西政権での銭・穀二元に比べてより複雑な銭・布帛・穀の三元的運用が行われる。民は銭・布帛・穀を物価表示、売買いいずれの場合でも穀価騰貴に合わせた形で貨幣として使用することになる。穀価に連動している布帛を用いれば、布帛所持ができない階層はいずれにしても困窮したであろうが、少なくとも洛陽の貴戚富家は困らない。第2点は洛陽の交易において銭の流通量が圧倒的に多いのであれば、民間から大量に銭を吸収して封藏することはできない。大量の銭で物資購入を行う最大のものは政府であり、ついで洛陽の貴戚富家である。強力な政治力をもつ貴戚などはこの政策によっても別段生活困窮を引き起こすわけではない。政府財庫とこれら貴戚富家に銭での支出を押さえさせて、銭の市場への流入量を減少させ、貨幣の三元的運用状況から布帛中心に切り替えさせる。それ故租税徴収及び市買でも布帛としたのである。

天下の銭流通を左右できる国庫と洛陽の銭を封藏し、一挙に銭の流通を止め、布帛を主貨幣化することが可能であり、布帛で租税を徴収し、それで必要物資購入を行えば布帛価の変動に影響されず、また流通量が減少した銭価も上昇して政府の銭の価値が増加する、ということ考えたものとみられる。朱暉の反対論では経済への打撃はなんら述べられず、官吏による不正増加のみが強調されている。徴収の際の品質に対する難癖や無理やりの交換、時期的価格差による私的収入を図る、などがその実態であろう。前漢時代の貢禹の提案への反対論に比べてみると、日常的に尺寸分裂が行われていたこの時期はもはやそのような反対論はなく、好悪大小様々であるにせよ一定の価値を帯びて流通しうる一般的等価物として優れている銭に比べて、官吏の恣意が入り込みやすい布帛だけを通貨とすることへの反対であった。これによって、前漢時代に比べて後漢時代の銭流通が弱体化したことを明瞭に知ることができるのである。

そして、この洛陽での銭封藏・布帛通貨政策は「天下」に適用されるものであった。租税としては布帛が徴収され、郡県所蔵の銭も封藏され布帛が蓄積される。市での交易は建前として布帛が使われ、布帛はこの政策によってさらに一段と貨幣化が促進されたとみられる。しかし、銭が

社会から全く消えてしまうことはありえず、むしろ予定通り「物賤」となって政府所蔵の錢価上昇が起これば、物資購入に投入されるのは火を見るよりも明らかである。この政策は当面の物価上昇に対処するためであったから、初めから永続的なものではありえなかったのである。しかし、このような政策が実施されたことによって、後漢時代の貨幣経済において錢の比重が低下していたことを明瞭に知り得ることになった。

この政策は、実際①租税徴収での官吏の不正が起こり、②布帛の品質の問題があり、③尺寸分裂が錢に比べてわずらわしく、また1錢単位での取引に不便であり、さらに④錢の完全廃止は困難であること、及び⑤政府所蔵錢の使用が必要であること、⑥穀価の安定、などの理由によって短期間で廃止されたようである。

和帝代の後半以降各種自然災害が増加し、安帝代には連年大規模な災害が多発する。それに加えて羌族の大反乱が起こる。10年余の期間に国家は240億の財政支出を強いられ『後漢書』巻65、段熲伝、順帝永和5年(140)以降あしかけ6年ほどでやはり80億支出した[同巻87、西羌伝]。永初4年(110)、龐參は国家が民に負っている負債は数十億、しかも「穀帛を調取し」ていると述べる[同巻51、本伝]。いまや章帝代とは異なり国庫は窮乏を告げ、負債を負うまでになったのである。桓帝初年の権力者外戚梁冀に対して朱穆は、河内1郡の調絹額が以前は8万匹程度であったものが今は15万匹にまで増加していること、及び「官に見錢がない」ことを述べ[袁宏『後漢紀』巻20、本初元年(146)]、また「詔書発徴」があるいは10倍になり、「官には見財がない」ことなどを述べている[『後漢書』巻43、本伝]。このような財政難が、甘谷漢簡に見られるような各種税錢の徴収を引き起こした[山田 1993: 463-5]。桓帝永寿3年(157)に問題になった大錢鑄造と劉陶の言もこのような流れの中で考えるべきである(注23)。

『後漢書』劉陶伝によれば、当時「民は錢貨が輕薄なため貧しいのだから、大錢に改鑄すべきである。」と上書した者があり、詔書によって広く議論させ、議者の多くがその便あるを言ったが、彼は議を上って反対した。①現在民にとって問題なのは貨幣ではなく、穀物不足である。②公私の誅求が厳しく民は苦しんでいるのであり、貨幣の輕重を言っはいいない。③大錢改鑄に際して各種不正を行って国利を掠め取ろうとする者がおり、これではいくら鑄造しても全く解決にならない。④問題は国威をとって土地集中を行うなど際限無く搾取している者がいることである。の4点が反対の骨子である。この①の背景として永興元年(153)以来の災害と飢饉がある。また③及び④には当時の権力者梁冀と宦官による誅求への批判を内在させている。そしてこの反対論を受け入れて桓帝は大錢を鑄造しなかった。この議論の中で劉陶はむしろ「鏤薄の禁を寬める」ことを求めている。これは私鑄の禁止に加えて、削薄の禁止規定が存在したことを示している。また当時流通錢が輕薄化していたことも明らかである。この史料はなんら貨幣過多状況を示すものではなく、民の間に流通している錢が輕薄であることを明確に示す。

まずなぜこの時期に大錢改鑄論が起こったのかを問題にする。子母相權による大小複数貨幣制

は王莽によって全面的に採用された。しかしここでの議論は大銭への改鑄である。班固は『漢書』食貨志下で、周景王の大銭鑄造について、『国語』周語下では「単穆公が子母相権を主張したのに王は大銭を鑄造した。」とのみあるのに対して、その後「以って農を勧め、不足を澹らし、百姓利を蒙る。」と付け加えて、大銭改鑄が勸農と民利を増すものであるという評価を示している〔山田 1994〕。『漢書』は成書直後から「甚だ重んじられ」、後漢思想史上大きな影響を与えた書籍とみるべきものである〔山田 1985〕。この点を考慮に入れるならば、景王代と同様に輕銭の弊害が生じていた当時、『漢書』の主張に合わせた形で大銭への改鑄議論が展開されたことは推測に難くない。このような思想的背景があるからこそ、当時の儒者には大銭鑄造が大きな影響力をもち、それ故劉陶も正面きって批判することができなかつたものと思われる。彼は、民の当面している主要問題は食であるという現実を強調することで、むしろ現状のまま、更には削薄の禁を緩めて民が罪に陥るのを少なくすべきだと主張したのである。

なお大銭に改鑄されると、たとえば重さ8銖程度で10銭程度あるいはそれ以上の名目価値となるであろう。これは政府から賜与あるいは俸禄として支給される貴戚・官僚などには、手持ちの良銭をそのままにして大銭で物資を購入できるという利点がある。しかし、このような名目価値の高い銭はすぐに流通価値が下落するし、国家も租税徴収の際には受納しなくなるので、結局民が困窮し、良銭を有している階層は一層富を得ることになる。これが③の背後にある問題である。それでは劉陶が削薄の禁止規定を緩めるべきだと考えた当時の貨幣経済の実態はどのようなものであったのか。

1981年に北京で発見された後漢末の陶罐に入れられた100kg余の窖藏銭が貴重な情報を提供している〔高桂雲等 1984〕。そのうち後漢後期の五銖銭が20%、外側を削られた剪輪五銖銭が50%、内側を削られた緹環五銖銭が30%であり、従来非常に発見例が少なかった緹環銭が大量にあり、しかも剪輪銭と緹環銭とがぴったりとはまるものが発見された(図3)。これは1枚の五銖銭を打ち抜いてそれぞれ1枚の剪輪銭と緹環銭とを作ったことを意味する。またこの緹環銭はこのままでは使用せず、鑄銭の原料とされたものようであり、それ故発見例が少なかったのである。この窖藏銭はいわば削薄実行中のものであった。100kgであれば、五銖銭1枚2.5gから3gとすると、40,000枚から33,000枚が入っていたことになるが、このような削薄銭が多いのであるから、銭数は8割ほど増加することになる。この実質3万から4万銭程度の窖藏銭は、数百万から数千万、あるいはそれ以上を有したであろう富家による退藏とはいえない。それ故、このように多くの削薄銭が入っているのであるし、民衆レベルの貨幣流通の実際をよく示すものとみるべきである。

以上の貨幣経済をめぐる諸状況を考えれば、民衆レベルでの悪銭の流通と国家・貴戚・富家の有した良銭という銅銭の二重構造が生じており、川勝義雄が六朝時代貨幣経済について明らかにしたと同様な、悪貨の流通、物価の良貨に対する下落と悪貨に対する上昇、貨幣の偏在状況、良



貨の剪鑿、良貨不足というような「貨幣的な二重構造」[川勝 1962] が既に生じていたとみるべきである。しかも章帝時代には布帛との複雑な価格変動も生じていた。それもまた六朝時代と問題の所在を同じくする。

また政治・経済の中心地たる黄河ベルト地帯は人口が減少したが、長江流域の人口は増加した。まだ河川流域を中心とした点と線のレベルでの開発段階ではあったが、この地域への貨幣拡散も急激に進む。これは供給量が前漢に比べて各段に少なく、全国的貨幣流通量が少ない中での流通地域の拡大であり、一方では洛陽に集中していたのであるから、貨幣不足は深刻化せざるをえない。

要するに、牧野巽が後漢時代の表面に現れるのは貨幣の過剰・物価の騰貴であるが、「貨幣の絶対量は後漢を通じて漸次減少していったと思われる。」と述べたことは[同 1953: 46]、重要な2史料の解釈の点では問題があるものの、是認されるべきなのである。良銭の民間流通量の減少に対応して、削薄による良銭の悪銭への転換が広範に起こり、それがさらに貨幣流通量を減少させるという悪循環が生じていたとみるべきである。租税納入の形での首都への貨幣の吸収はいわば構造的なものであり、前近代中国の貨幣流通に共通する側面があるが、後漢代における富としての銅銭の地位の高さは、既に章帝代に見られたような「いびつな流通」構造を一層拡大したものとみられ、それを激化した要因としての皇帝以下貴戚・富家による銭の蓄積・退蔵を見る必要がある。

退蔵する富としてはやはり金が一番よいがその量は十分ではないし、銀はまだ多くはなかった。布帛は財物・貨幣として地位を確立しつつあったが、安定した富・貨幣としては金属貨幣に大きく譲る。こうして長い伝統のある銭が社会的信用のある貨幣として重要視され、それは章帝時代の布帛だけを貨幣とした時の経験（尺寸分裂、品質低下、官吏の不正などの諸問題が噴出した可能性が高い）からますます強まった。そして皇帝・宦官・貴戚・富家も争って銭の蓄積に乗り出した。これが桓帝・靈帝時代、「銅臭」紛々たる状況を生み出し[『後漢書』卷52、崔寔伝。同卷78、宦者伝など]、土地に対する税銭徴収[山田 1993: 86-7]も行われた主要な原因である。

布帛の貨幣としての信用度・流通量は、金属貨幣たる金・銀・銭の信用度と絶対量・流通量に絶えず影響を受け「ゆれ」が生ずる。金属貨幣の増加と信用度の増加は、布帛を絶えず使用価値の側に引き込んでゆきがちである。後漢後期の貨幣経済はこのように銭流通量が減少しており、それを補完する形で削薄化が進行していたが、まだ銭の信用が高く、布帛の貨幣機能には大きな「ゆれ」があった時代なのである。

## 5. 後漢末から三国時代の貨幣発行と貨幣経済

中平元年(184)2月の黄巾の反乱後、靈帝は同2年の南宮の火災に際して桓帝代の土地税銭に依拠して毎畝10銭の徴収をした。しかし、その多くは銅材として利用され銅人や天禄などに鋳

られた『後漢書』卷8、靈帝紀。このような経緯であるから同時に鑄造された背面内郭の四角から4本の線が出ている「五銖」の四出文銭は、それらを鑄た余剰銅での鑄造であるから、始めから全国的流通を目的としたものとは思えない。皇帝以下が銭集めに熱中していた当時の状況から考えるに、皇帝・宦官・貴戚などに山分けされたものであろう。皇帝自身が「私権」に走り、国家権力が私権に分割されるに至っていた後漢末にふさわしい結果でもあるといえる。

しかしこうしてかき集められた富は、董卓の手によって根こそぎ奪われて長安に運ばれる。「悉く銅人・鐘虚を椎破し、及び五銖銭を壊す。更めて鑄て小銭と為し、大きき五分、文章無く、肉好輪郭無く、磨鑿せず。是において貨軽にして物貴く、穀一斛数十万に至る。是より後銭貨行されず。」とあるように『三国志』卷6、董卓伝、彼はその膨大な銭と銅人等の原料で輪郭や文字もない小銭を鑄造する。これは形態的には剪輪銭の後継者にあたる(図3参照)。後漢末の削薄された悪銭以上の悪貨であるこの小銭の流通は政治的混乱とあいまって、一挙に穀1石「数百万」銭というようなインフレを進行させた『晋書』食貨志、『通典』卷8、食貨8、錢幣上。これは後漢末の悪貨流通を後追的に極端に馳せた側面もあるといえよう。しかし、この市場に流通した悪銭は従来の貨幣流通を一挙に変えてしまった側面がある(注24)。そのことを理解するためには銭のくくり方を考える必要がある。

秦では財庫の銭は1,000銭単位であり[秦律十八種、金布律]、前漢代の「緡銭」も同様であった『漢書』卷6、武帝紀、元狩4年注など。また居延漢簡では「銭貫八枚」[484・1]というような「貫」の単位も見られる。国庫などでは1,000銭単位でのくくり方が一般的であったとみてよい。これに対して賈誼の文帝への言に「民銭を用いるに、…百に若干を加う」とあるように『漢書』卷24下、食貨志下、100枚単位が民間でのくくり方として一般的であったことも伝えられている。おそらく鑄造の基準となる法銭も100枚単位ではなかったかと思われる。美悪混用している銭流通の実際に即せば、100枚単位での利用は実際的である。墓中の銭にはかなり特殊なくくり方も見られるが、多くは糸縄が腐敗していて本来のくくり方がわからない。しかし、前漢中期の湖南省永州市の劉彊墓では、1串100枚を8の字状に結んで合計400枚としたものがあり(注25)、また王莽末の武庫址からは1串78枚の「大泉五十」銭が発見されている(注26)。後者は大銭であるためのくくりであろう。

このような100枚単位の伝統がやはりこの後漢末の小銭による貨幣混乱の時代にも大きな影響を与えたものとみられる。許昌出土の魏代の窖藏銭では漢銭の良銭は2.55%で、三国時代のものを入れても良銭は4%弱であるのに対し、悪銭が96%でとりわけ小銭類が多かった(注27)(図4)。これが魏代の貨幣流通の実態であろう。このような悪銭は1枚単位ではどうにもならないので、100枚単位でくくって使用したのである。このような形での流通が「直百五銖」などの「直百」を記した銭発行の前提になったものとみられるし(注28)、100文単位の意味が一層強まり、短陌制展開への重要な一前提になったものと考えられる。

さて、まず魏について見てみよう。曹操代は董卓小銭を廃止し五銖銭を用いたが、それは財政面での小銭の使用停止、五銖銭の標準化であろう。穀価などは五銖によって表示され、その五銖が非常に減少していたため穀価が低くなった。建安年間、この五銖銭の絶対的不足は如何ともしがたく、荀悦は「これを尚ぶもこれを廃するも、やむを得ず。なんぞ憂えんや。」と八方塞りの中で投げ出してしまっている [『申鑒』時事篇] [山田 1977]。黄河流域を領域とする魏では、改鑄が行われた可能性はあるが、森林の減少による燃料不足と銅産地が少ないことにより本格的鑄銭はできず貨幣増加はなかった。おそらく、銭による価値表示は行われても、布帛と穀物による事実上の二元状況が生じており、これを追認する形で文帝黄初2年(221)に五銖銭を罷めている。これによって財政面でも完全に穀帛の二元制で運用したのである。ただし3月には新たな魏王朝にふさわしく本格的に「初て五銖銭を復」そうとしたが、10月には穀価上昇により廃止したという経緯であった。これは、3月段階では魏として改めて五銖銭標準化を行い、史料的に確認できないがあるいは鑄銭をも視野に入れたものであったろうが、夏以降の不作穀貴によって銭立ての貨幣経済運営は困難となり、もともと鑄銭量も多くは見こめなかったので、一挙に廃止に向かったものとみられる。しかし、この時の方向がやがて明帝太和元年(227)4月に実現される。濕穀・薄絹という穀帛の貨幣としての問題点解決のために、「五銖銭を行した」のである。これは「行」字の意味からしても、国家による発行とみるべきである(注29)。ただし鑄銭が開始されても銅不足により不十分なものであったろう。この体制が晋まで継続される。

蜀では銅産地があり、後漢以来の伝統が存続していたとみられる [彭信威 1965: 133]。銅範母が成都市から発見されている「太平百銭」は [『文物』1981年10期]、太平道とともに太平の理念を共有した張魯の五斗米道政権内で鑄造されたものとみられる [彭 1965: 135-8]。その段階から「太平」のみならず「百」が明示されており、これは「直百」の意味であると考えられる。劣悪な小銭の流通が貨幣価値を下落させ、100枚単位でも従来の五銖良銭1、2枚にしか評価されないものも多数であった。そのような中で、100文相当を明記したこの銭はいわば後漢末貨幣経済の混乱の中から生まれるべくして登場してきた銭ともいえる。しかも「太平」の理想を提示したものであった [山田 1985]。劉備の「直百五銖」はこの伝統を受けた可能性が高い。建安19年(214)の蜀平定後、劉備は軍費不足を解決するために「直百」銭を鑄造して物価を平準化し、官吏にそれによる物資購入を行わせて、府庫が充実した [『三国志』卷39、劉巴伝注引『零陵先賢伝』]。この「直百」銭は「直百五銖」銭であると認められる。また「直百五銖」を簡略化した「直百」銘の銭もあり、いずれも同様な意味である。豊かな銅産により蜀では相当量の鑄造を行ったものとみられる。

呉では「山に鑄て銅を為る」とあるように銅産地があった [『三国志』卷54、周瑜伝]。嘉禾5年(236)春に盜鑄禁止規定を設けて「大泉五百」銭を、赤烏元年(238)春に「大泉当千」銭をそれぞれ鑄た。『晋書』『通典』で東晋代に呉銭を用いたことを記しているが、その記事の前に孫

権が大銭が利用に不便であることから廃止して器物を作り銭を出さないようにしたことを記している。実際、安徽省馬鞍山市呉墓出土の数百枚の銅銭には蜀方面の「定平一百」銭や「太平百銭」はあってもこの2種の呉銭はないし〔『考古』1986年5期〕、また政府高官で赤烏12年(249)3月死亡の左大司馬右軍師朱然墓の約6,000枚の銭でもこの2種の銭は極めて少なく、五銖銭が97.5%であり、全体の90%以上が漢銭とみられる〔『文物』1986年3期〕。要するに、この呉大銭は市場にはごくわずかししか流通しなかったのである。ただ呉では産銅を利用した五銖銭の鑄造を行った可能性がある。

以上のように、三国それぞれの鑄銭の努力はなされたが、魏と呉については鑄造量は少なく、ただ蜀銭がやや多く魏や呉へも流れたようであり、後漢末以来の悪銭流通が主で、良銭は退蔵されていたものとみられる。朱然墓の銭は、悪銭もあるものの高官の墓らしく一般の窖蔵銭に比べて良銭が多いように見られる。全体として穀不足の状況の中では穀価上昇が起こり、銭による穀価・帛価の標準化を行って三元化し、実際には小額取引の場合は穀や悪銭を利用し、やや高額は布帛を利用するという貨幣経済であったし、財政支出の柱は布帛であったものとみられる。布帛の貨幣化は金属貨幣の絶対量と流通量の減少によって増したといえる。また流通銭は一層削薄銭の量が増加して悪銭化が進行し、漢銭を中心とする良銭は退蔵されて富としてはいわば漢代の金と同様な役割を果たすことになる。中国社会においては戦国時代以来の貨幣経済の刻印は消えることなく銭貨流通は絶えなかったが、やはり土地・現物を確実に守ってゆくことが求められる時代になったと言えるのである。その中で価値表示においても銭立てのみならず布帛立ても見られるようになったのである〔彭信威 1965: 241など〕。

## 6. 結びにかえて

西晋代についてはもはや言及する余裕がなく別稿によらねばならないが、簡単に展望しておきたい。

守銭奴王戎は平呉の際絹6,000匹を賜与されるなどその富の中心は土地と布帛であった。「貸銭」も行っていたが、女が還したのはその「直」であるから銭ではなく絹布での返却と考えられる〔『晋書』巻43、本伝〕。絹が富の中心となっても安定性は金属貨幣に劣る。そこで少ない金銀に代わって良銭が重要視され、洛陽の王侯貴族の間で贈与手段としてさかんに使われた。それが魯褒の『銭神論』〔同巻94、隱逸伝〕に反映されているとみられる。この洛陽での銭ブームは、263年の蜀平定による国庫及び鑄銭機関の入手、及び280年の呉平定による国庫入手と関わるものとみられる。つまり両国の国庫の膨大な布帛と銭が王侯貴族に賜与され、それによって銭ブームが起こった可能性が高いのである。洛陽西晋墓中の銭3,391枚のうち半両銭が8枚、剪輪を含む五銖が3,304枚、王莽銭が貨泉70枚、大泉五十5枚、布泉4枚であった〔『文物』1996年8期〕。漢以来の古銭が圧倒的多数を占めており、当時の良銭の絶対量はこの残存古銭に若干を加えた範囲

後漢・三国時代貨幣関係図版

図1 建武6年木簡 (EPF22:38A)



図2 建武17年銅範母 (左範背・右範正) 1958年収集品

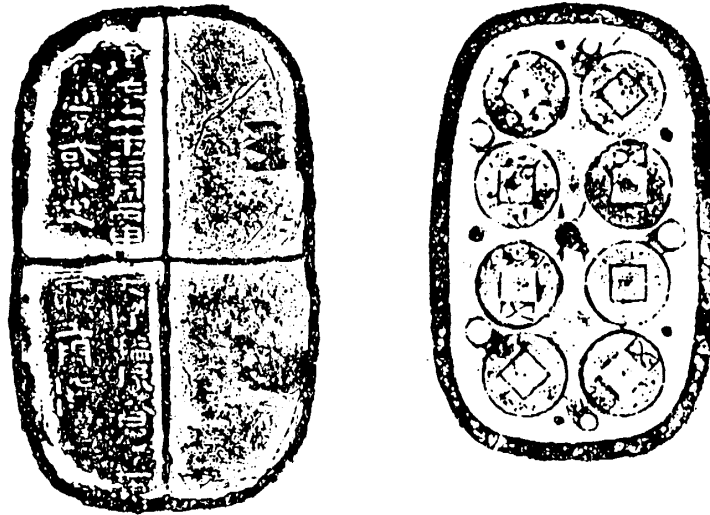
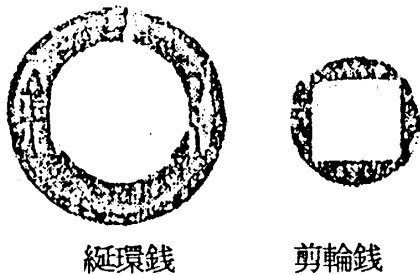


図3 剪輪銭と緹環銭との関係

また剪輪銭から小銭への展開 (剪輪銭の形で無文)

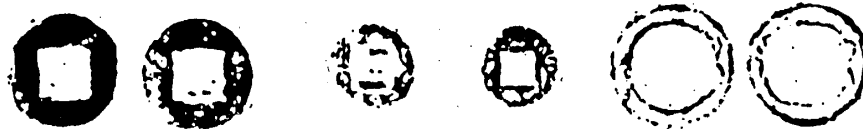


北京市順義県後漢窖藏銭 (1枚の五銖銭を打ち抜いた事例)

図4 三国魏末許窖藏銭



董卓無文小銭 (1g程度。0.5gのものも。単範での铸造。肉薄で、質劣悪)



無輪無郭銭 (無文で磨輪銭の形で铸造。2g前後)

剪輪五銖銭 (1g前後が多い)

緹環五銖銭 (1g前後が多い)

内のはずである。しかも良錢は国庫と洛陽の王侯貴族に集中していたのであり、それらの一部がこの墓中に入れられたものとみられる。

後漢前期から顕著になっていた首都への錢貨集中と流通範囲の拡散は、新鑄が少ない中で古錢の首都への集中、そして王侯貴族への集中が極度に「いびつな」貨幣流通を出現させていたとみられる。しかもこの賜与錢でさえも後漢代の1/4前後程度しかなかった（前述）。市場では悪錢流通が行われたがそれも量的には多くなく、尺寸分裂による布帛使用を中心とする現物経済の様相が濃厚であったとみられるのである（注30）。

### <注>

(1) 本稿の後漢部分については1990年5月の東北中国学会で「後漢における貨幣経済の衰退」と題して発表した。その後の新居延漢簡の写真版による検討と、三国時代の貨幣史検討を踏まえて、東アジア貨幣史研究の一環として、改めて考察したものである。

(2) 加藤繁はこの「金」に「銀」を含むと推測している〔同 1926: 683〕。戦国時代の楚の銀幣、前漢武帝代の銀幣、王莽代の金と銀の特別価格などの前史、及び後述の銀錠の存在などから考えて妥当だと考える。

(3) 居延漢簡のテキストは、旧居延漢簡については中国社会科学院考古研究所編『居延漢簡 甲乙編』上下（北京 中華書局 1980）及び謝桂華等『居延漢簡 積文合校』（北京 文物出版社 1987）により、1972-4年の甲渠候官遺址出土のものについては甘肅省文物考古研究所等編『居延新簡 甲渠候官』上下（北京 中華書局 1994）による。

(4) この文書性格などについては、大庭脩『秦漢法制史の研究』（東京 創文社 1982）第5篇第2章補論「居延新出「候粟君所責寇恩事」冊書一爰書考補一」などを参照。

(5) この簡について勞幹『居延漢簡 考釈之部』（台北 中央研究院歴史語言研究所 1960）の「居延漢簡考証」（初出1944年）では、前漢武帝代の五銖錢発行の詔だとする。〔西嶋定生 1974: 461〕は後漢政権初期のものとする。当初〔山田 1977〕ではこの西嶋説を妥当なものとしたが、その後の検討によって改めた。なお〔朱活 1991〕は河西の寶融によるものとするが、本文に述べるような理由により更始帝期と考える。

(6) 『漢書』卷99下、王莽伝下、地皇元年の条に、中央では5大司馬、地方では州牧は大將軍、郡卒正などは偏將軍、県宰などは校尉をそれぞれ加えた。また「秩宗將軍」・「納言將軍」のように九卿に將軍号を加えるなど、王莽代を通じて中央でも將軍名が増加している。更に〔山田 1992〕で述べたように、王莽代の政治においては各種使者が重要な役割を果たしていた。

(7) 〔劉紹明・崔本信 1996〕は南陽出土の「五銖」銅範母を更始の範であろうとしている。これが正しいとすれば、少なくとも更始政権の影響下に入ったところでは五銖錢鑄造が行われた所があったことになる。

(8) [奥平昌洪 1938] 及び [錢劍夫 1986: 61] など。錢劍夫は銅錢と鉄錢の比価を2対1としている。

(9) [彭信威 1965: 121-2] は鉄「貨泉」の出土例があることをあげる。また鉄「五金」の存在も指摘し、金と白は五行的に合致する可能性も指摘している。また [傅挙有 1981] は『錢幣考』の貨泉説を是としている。

(10) 当初 [山田 1977] ではこの彭説に従ったが、[唐 1983] により訂正した [山田 1984]。

(11) 王莽の財政収入では算賦に代わる夫布1匹徴収が大きな比重を占めていた [山田 1975]。後漢初めは、建武6年に王莽代の税役制度を廃止して前漢の制度を復活したが、錢納を原則とする算賦については、この王莽時代以来の伝統を継承して絹布による折納を広範に許容していたものと思われる [山田 1978]。

(12) この戸口年紀・度田政策と反乱については、最近では曹金華「有関劉秀“度田”中民變事件的鎮圧方式問題」(『揚州師院学報』社会科学版 1989年2期 揚州) があるが、基本的に本文に述べたような理解をとる。

(13) 『大唐六典』卷22、少府監、諸鑄錢監では、「錢官、漢氏初属少府、後属水衡、後漢属司農、魏晉以下、或属少府、或属司農。」とあるが、これは『統漢書』百官志3、大司農、本注に「掌諸錢穀金帛諸貨幣」とあることによるものであろう。しかし、これは大司農が国家的財物全般を管掌していることを示し、錢貨鑄造実務をも担当していたことを示すものではない。「諸貨幣」は銀などの貨幣をもその帑蔵に収納していたことを示すものか。

(14) 連雲港市博物館等編『尹湾漢墓簡牘』(北京 中華書局 1997)。その中の第6号木牘。なお、この膨大な武器は地方に常備軍を配置していたことに因むが、後漢では再びそれを行うことはなかった。それは、膨大な武器を製作し維持する財政力がもはやなかったことも関係したであろう。[山田 1977・78] 参照。

(15) この後漢前期の河東郡や後漢後期の武都郡のように『統漢書』に産銅地として挙げられていない郡県の銅官は、産出量が少ない銅産地に立脚したものであろう。

(16) [朱活 1991] では、「鑄作錢器」のうち、「鑄」「器」の2字は後人の補いにかかり、「作錢」が原文の字であることが確かなものであるとする。

(17) 『文物』1994年9期、『考古』1990年12期(北京 考古雜誌社) などの報告によれば、後漢代に銅産出が記録されている越嶲郡邛都県にあたる四川省西昌市の東坪遺址では、貨泉範、五銖範及び銅錠などが発見されており、同県の南山の銅を原料とした王莽代及び後漢前期から中期にかけての鑄錢遺址と認められる。ここは銅官が置かれていた可能性が高いところであるが、ここでの鑄錢は王莽代と後漢前期が主であったとみられる。これによって、王莽代の地方鑄錢、公孫述政権での銅錢鑄造停止、後漢前期の五銖鑄造という歴史的展開がこの遺址にも反映されていることを知ることができる。また後漢中期までであるのは、貨幣鑄造努力の低下だけではなく、

銅産出量の減少があったためかもしれない。

(18) 中国科学院考古研究所編『洛陽燒溝漢墓』(北京 科学出版社 1959。後、北九州中国書店複印、1982年)において、数千の漢墓のうち225座の漢墓を発掘した報告を行い、前漢五銖を2種に、後漢五銖を3種にそれぞれ分類し合計5類型としている。第3類が建武16年以降、後漢桓帝以前とされるものであるが、次第に輕錢の傾向が増加するという。

(19) 彭信威は、西晋では「一金」が「一両」を意味するようになったことを明らかにし、また金：銅=500：1程度になっていた可能性も指摘している〔彭 1965：231-2〕。

(20) 程樹徳『九朝律考』(1925初版。北京 中華書局 1963新1版) 参照。

(21) 影山剛『中国古代の商工業と専売制』(東京 東京大学出版会、1984：348-9) 参照。

(22) 均輸については、拙稿「均輸平準の史料論的研究(2)」(『歴史』第62輯 1984 仙台 東北史学会) 及び〔山田 1993：530-1〕 参照。

(23) 劉陶の言は、『後漢紀』巻21では「元寿」3年にかけるが、これは「永寿」が正しい。また『資治通鑑』では永寿3年閏5月の日食のあとにかけている。いずれにしても永寿3年であることは動かない。

(24) 江西省樂安県出土後漢末三国初年の窖藏錢691枚のうち、両漢の良五銖錢は20.2%、磨郭・剪輪五銖錢が65.7%で磨郭錢の形に鑄造した私鑄錢も入れると76.7%であり、董卓小錢は2枚程度であるという〔『東南文化』1992年2期 南京 東南文化雜誌社〕。このように南方では董卓小錢の流通が少ないもののやはり全体として剪輪錢化の進展が見られたことを明瞭に示している。

(25) 『考古』1990年11期。400枚のものが合計5で2,000錢であった。

(26) 『考古』1978年4期。長安武庫址からの発見で、守門兵のものではなかったかと推測されている。

(27) 『考古与文物』1992年4期、西安、同編輯部。この窖藏錢は全部で335kgでそのうち40kgの分析による。この報告では銅錢の図版は縮小したものしか載せていないので、図4ではそのままとしてある。

(28) 〔岡崎文夫 1932〕では、「百」は標準貨に充足する意味としているが、100という本来の意味なのである。

(29) 岡崎文夫は明帝鑄錢を疑問とするが〔岡崎文夫 1932〕、「行」字、及び『宋書』巻56、孔琳之伝に見える司馬芝の議論が唐代に残っていた資料に記録されていた可能性も高く、『晋書』食貨志の文は蛇足ではないと考える。

(30) 〔佐原康夫 1994〕などの「内部貨幣」論の検討も必要であるが、紙数が尽きたので割愛する。



引用文献

岡崎文夫 1932 (初出)

「南朝の錢貨問題」 『南北朝に於ける社会經濟制度』東京 弘文堂 1935初版 1967再版

奥平昌洪 1938

『東亜錢志』 東京 岩波書店

加藤繁 1926 (初出)

『唐宋時代に於ける金銀の研究』 東京 東洋文庫 1965年再版

紙屋正和 1993

「前漢後半期以降の貨幣經濟について」 川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』 福岡 中国書店

川勝義雄 1962 (初出)

『六朝貴族制社会の研究』 東京 岩波書店 1982 第Ⅲ部第3章

高桂雲・張先得 1984

「記北京市順義県東漢窖藏貨幣一試談“剪輪”五銖“緹環”五銖一」『中国錢幣』1984年第2期 北京 中国金融出版社

佐原康夫 1994

「漢代貨幣經濟論の再検討」 『中国史学』第4巻 東京 中国史学会

朱活 1991

「居延簡牘勳碑与東漢幣制」 『中国錢幣』1991年1期

錢劍夫 1986

『秦漢貨幣史論』 武漢 湖北人民出版社

唐石父 1983

「<<光武貨泉>>小議一兼談<<建武二年貨泉錢范>>真相」 『中国錢幣』1983年1期創刊号

永田英正 1960

「漢代人頭税の崩壊過程」 『東洋史研究』第18巻4号 京都 東洋史研究会

西嶋定生 1974

『中国の歴史』第2巻 秦漢帝国 東京 講談社 後、講談社學術文庫 1997年に所収。ページ数は文庫本。

馬乘風 1937

『中国經濟史』第2冊 上海 商務印書館

馬非百 1935

「秦漢經濟史資料(四)一貨幣制度」 『食貨半月刊』第3巻第2期 上海 新生命書局

傅学有 1981

- 「湖南資興新莽墓中發現大布黃千鉄錢」 『文物』1981年10期 北京 文物出版社  
彭信威 1965
- 『中国貨幣史』 上海 上海人民出版社 (1951年初版。増訂した1965年版が最もよい。)  
牧野巽 1953 (初出)
- 「中国古代貨幣經濟の衰頹過程」 『牧野巽著作集』第6巻 東京 御茶ノ水書房 1985  
所収
- 山田勝芳 1975
- 「王莽代の財政」 『集刊東洋学』第33号 仙台 東北大学文史哲研究会  
----- 1977・1978
- 「後漢財政制度の創設について(上)」 『北海道教育大学紀要』第1部B 第27巻第2号  
札幌
- 「同(下)」 『人文論究』第38号 函館 函館人文学会  
----- 1984
- 「日本・中国の貨幣研究—雑誌『中国錢幣』の創刊によせて—」 『東方』第38号 東京  
東方書店  
----- 1985
- 「均の理念の展開—王莽から鄭玄へ—」 『東北大学教養部紀要』第43号 仙台  
----- 1988
- 「前漢武帝代の三銖錢の発行をめぐる」 『古代文化』第40巻第9号 京都 古代学協会  
----- 1992
- 「前漢末三公制の形成と新出漢簡—王莽代政治史の一前提—」 『集刊東洋学』第68号  
----- 1993
- 『秦漢財政收入の研究』 東京 汲古書院 (第6章第8節1)  
----- 1994
- 「秦・前漢代貨幣史—東アジア貨幣史研究の基礎として—」 『日本文化研究所研究報告』  
第32集 仙台 東北大学  
----- 1995
- 「王莽代貨幣史」 『東北大学東洋史論集』第6輯 仙台 同編集委員会  
----- 1998
- 「秦漢代手工業の展開—秦漢代工官の変遷から考える—」 『東洋史研究』第56巻第4号  
劉紹明・崔本信 1996
- 「南陽市冶鑄遺址出土五銖銅母範及相關問題」 『中国錢幣』1996年3期